〇高萩市公害防止条例
昭和47年10月18日条例第18号
〔注〕平成17年12月から改正経過を注記した。
高萩市公害防止条例

（目的）
第１条　この条例は、公害関係法令並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第９号）、大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（平成17年茨城県条例第10号）及び水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）に特別の定めがある場合を除くほか、公害防止に必要な事項を定める。
一部改正〔平成17年条例29号〕
（定義）
第２条　この条例において「公害」とは、事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、地盤の沈下、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康が損なわれ、又は人の生活が阻害されることをいう。
２　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある動物、植物及びその生育環境を含むものとする。
３　この条例において「届出施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置されている施設のうち、公害を発生するおそれがあるもので、規則で定めるものをいう。
（事業者の基本的責務）
第３条　事業者は、その事業活動に伴って公害を発生させてはならない。また予測される公害を防止するため最大限の努力を図り、その責任において、必要な措置を講じ、常に公害関係法令、茨城県生活環境の保全等に関する条例、大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及びこの条例に定める基準を厳守するとともに、市長その他行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
一部改正〔平成17年条例29号〕
（生活環境の保全）
第４条　事業者は、地域社会の生活環境を保全し、常に快適な生活を確保するため、進んで工場等及び周辺の清掃、緑化等環境の整備、保全に努めなければならない。
（市長の基本的責務）
第５条　市長は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全快適な生活を確保しなければならない。
（調査監視の義務）
第６条　市長は、公害等の発生源、発生原因及び発生状況について必要な調査を行わなければならない。
２　市長は、公害等の発生状況を監視しなければならない。
３　市長は、前２項に規定する監視調査の結果を常に明らかにしておかなければならない。
（市民の基本的責務）
第７条　市民は、常に公害を発生させることのないように努めるとともに地域の快適な生活環境を確保するように努めなければならない。
（協力）
第８条　市民は、市長又は関係機関等が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
（公害防止の総合的推進）
第９条　事業者、市長及び市民は、公害の防止に関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって地域の公害の防止を図るものとする。
（届出施設）
第10条　届出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　工場の名称等及び所在地
（３）　業種及び製造品目
（４）　届出施設の種類と数
（５）　公害防止の方法
（６）　その他規則で定める事項
２　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る前項第４号及び第５号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
３　第１項の規定による届出をした者は、その届出に係る第１項第１号から第３号までに掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
一部改正〔平成17年条例29号〕
（経過措置）
第11条　一の施設が届出施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）

は、当該施設が届出施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（計画変更命令）
第12条　市長は、第10条第１項又は同条第２項の規定による届出があった場合において、その届出に係る届出施設から排出される排出物が規制基準に適合しないと認めたときは、その届出受理後30日以内に限り、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用方法若しくは公害防止方法に関する計画の変更を命ずることができる。
（実施の制限）
第13条　第10条第１項又は同条第２項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。
２　市長は、第10条第１項又は同条第２項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めたときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（完成届及び使用開始の制限）
第14条　第10条第１項又は同条第２項による届出をした者は、当該届出に係る届出施設の設置又は変更の工事が完成した日から15日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
２　事業者は、前項に規定する届出後でなければ当該届出に係る届出施設又は届出施設の変更部分の使用を開始してはならない。
（規制基準）
第15条　市長は、届出施設に関する規制基準について人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度を限度として規則で定めるものとする。
（防止の勧告）
第16条　市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある事業者に対し、期限を定めて、建物若しくは施設の構造若しくは使用の方法その他公害の防止について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
２　前項の規定による勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない。
（措置命令）
第17条　市長は、前条第２項の規定による措置を講じない者に対し、防止に必要な限度において期限を付して除去、作業の停止又は物品の撤去その他の措置を命ずることができる。
（措置命令の通知）
第18条　市長は、前条の規定による措置を命じようとするときは、あらかじめその措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由を通知しなければならない。
（措置の届出）
第19条　第16条第１項の規定による勧告又は第17条の規定による命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。
（公害防止の要請）
第20条　市長は、公害防止の措置について必要があると認めるときは、国又は県に対し公害の防止に関し、適切な措置を講ずるように要請するものとする。
（報告及び立入調査）
第21条　市長は、この条例の施行に必要な限度において関係者に対して報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査させることができる。
２　前項の規定により、検査若しくは調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（報告、立入に対する協力義務）
第22条　前条に規定する関係者は、正当な理由がない限り必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み妨げ忌避してはならない。
（調査の請求）
第23条　市長は、公害を受けている者若しくはそのおそれのある者又は公害を発生させるおそれのある者から調査の請求があったときは、速やかに調査し、若しくは知事に対してその調査を請求し、その結果を当該請求者に通知しなければならない。
（公害防止の紛争の処理）
第24条　公害の防止に関し紛争が生じたときは、当事者は市長に対し、当該紛争を解決するため、あっせんの申立てをすることができる。
２　市長は、前項に規定する申立てに基づき必要があると認めたときは、当該紛争のあっせんの労をとり、解決に努めなければならない。
（援助）
第25条　市長は、事業者が公害防止の施設の整備を促進するため公害防止の施設の設置若しくは改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
（広域にわたる公害防止等の措置）
第26条　市長は、公害等により、人の健康又は生活環境に係る被害が他市町村より生じ、又は生ずるおそれがあるとき、若しくは他市町村へ被害を与え、又は与えるおそれがあると認めたときは、県及び関係市町村と協力して必要な措置を講ずるものとする。

（公害防止の協定）
第27条　市長は、必要があると認めるときは、当該事業者と公害の防止に関する協定を締結することができる。

（諮問）
第28条　市長は、公害防止を図るため次に掲げる措置を講じようとするときは、高萩市環境審議会の意見を聞かなければならない。
（１）　第２条第３項に規定する届出施設を定めるとき。
（２）　第15条に規定する規制基準を定めるとき。
一部改正〔平成17年条例29号〕
（委任）
第29条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。
（罰則）
第30条　第17条の規定による命令に違反した者は、３万円以下の罰金に処する。
第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、２万円以下の罰金に処する。
（１）　第12条の規定による命令に違反した者
（２）　第21条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み妨げ、忌避した者

第32条　第10条第１項、第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、１万円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第33条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の事務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。
附則
この条例は、公布の日から起算して６か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
附則（平成７年条例第11号）
この条例は、平成７年４月１日から施行する。
附則（平成17年条例第29号）
この条例は、公布の日から施行する。